



2020年3月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ イ ネ ッ ト
住 所 東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 原 仁
(コード番号：3928)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 小 出 孝 雄
TEL. 03-6864-4261

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出いたしました2019年12月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載をしておりますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

2019年12月期事業年度決算監査の過程において、のれんの減損損失の計上漏れが判明いたしました。当該誤りは、財務諸表への影響はなく、連結財務諸表に影響を与えるものであり、連結財務諸表を適切に修正しております。

今回の件は、子会社株式の減損に伴うのれん及び減損損失の計上誤りであり、減損プロセスにおける発生頻度の少ない非定型的な取引に関する内部統制が適切に整備できていなかったことに起因するものであります。

財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

2. 事業年度末に訂正できなかった理由

上記事実は、当事業年度末日後に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しております。適切な会計処理が行えるよう、財務会計・経理に関する十分な専門性を有する人材の配置・増強など、改めて内部統制強化に取り組んでまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、2019年12月期有価証券報告書に適正に反映しており、当該連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

5. 連結財務諸表の報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上